

報告事項（3）

静岡県医療的ケア児等支援センターの設置

（障害者支援局障害福祉課）

1 要旨

昨年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、在宅で生活する医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう「静岡県医療的ケア児等支援センター」を設置し、当事者等からの相談支援体制を整備するほか、人材の養成、関係機関との連携体制の構築などにより総合的に支援する。

名 称	静岡県医療的ケア児等支援センター
開 設 日	令和4年7月4日（月）
設置場所	静岡総合庁舎別館3階（静岡市駿河区有明町）
職員体制	看護師資格を有するスタッフを配置
相談受付	平日 10:00～16:00
委 託 先	（公社）静岡県看護協会
業務概要	当事者家族、支援者からの相談対応、情報提供 情報の集約、発信

2 関連予算

＜医療的ケア児総合支援事業＞

（単位：千円）

区 分	内 容	R 4 当初
相談体制 の 整 備	医療的ケア児等支援センター職員による相談支援	11,000
人材の養成	ケアスタッフの養成 ・看護、介護従事者向け研修	1,674
	地域で核となる人材の養成 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修	1,900
広 報・ 情報提供	・高等学校での講義（啓発・人材開拓）	479
	・当事者家族向けの制度説明会・個別相談会	960
機関連携	・連絡調整会議 ・ネットワーク会議 ほか	1,987
計		18,000

＜参考＞医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと

全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人（推計）

